

## 出産手当金とは…

出産手当金は、出産した日の（出産した日が出産予定日より後のときは出産予定日の）42日前から（多胎妊娠の場合は98日前から）、出産した日後56日目までの期間のうち、出産のために会社を休み給与の支払いがない日に対して支払われる給付です。

給付の基礎となる月額、支給開始日の属する月以前12カ月の標準報酬月額を平均額で算定されます。その平均額を30で割った日額の3分の2に相当する額が1日の支給額になります。

### ■支給期間の主な例

#### 1 予定日に出産した場合



#### 2 出産日が予定日より3日遅れた場合



#### 3 出産日が予定日より3日早まった場合



※出産日は産前の42日間に含まれます。

※出勤した日は支給されません。

### ■資格取得日から支給開始日までに入会期間が12カ月に満たない場合の算定方法

当組合に資格を取得した日から出産手当金の支給開始日までに入会期間が12カ月に満たない場合は、次のいずれか少ない額の日額の3分の2相当額が1日の支給額になります。

- ① 資格取得日の属する月から支給開始日の属する月までの標準報酬月額の平均額
- ② 支給開始日の属する月の前年度の9月30日における当組合全被保険者（任意継続被保険者は除く）の平均標準報酬月額 ※平成30年は30万円



### ■出産手当金の手続きについて

- 氏名や住所、出産日、出産予定日、申請期間（出産のために休んだ期間）、振込金融機関等の必要事項を申請書に記載してください。
- 出産した日以降に医師または助産師から出産日および出産予定日の証明を受けてください。
- 申請する期間について、事業主から休職していた旨の証明を受けてください。（申請期間に係る賃金台帳等給与の支払状況がわかるものの写しと、タイムカードや出勤簿等出勤状況のわかるものの写しの添付が必要です。）



ご注意ください

健康保険の給付には時効があります。出産手当金の場合、労務に服さなかった日ごとその翌日から起算され、2年で請求権が消滅します。（健康保険法第193条）

申請書は当組合ホームページからダウンロードできます。

申請書一覧

給付・請求に関する書式

出産手当金支給申請書

問合せ

組合本部 給付課 TEL 03-3663-1361(代)  
城南支部 給付係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 給付係 TEL 03-3342-8821(代)  
城北支部 給付係 TEL 03-3980-1501(代)

